



社保通信をお届けします。P1..... 社会保険委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

社会保険委員会からのお知らせ

・同月同部位のCeとC治療の算定について

Ce・・・F局の3.(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合)

C治療・・・修形・充形・う蝕処置・シーラント・KP

C治療後のCeの同月算定は不可 病名「C→Ce」

※ 翌月以降であれば算定可

〔摘要欄〕「充填等行われた歯面とCeの管理を行う歯面」

以下の場合であれば同月算定可

同日のCeとC治療 病名「C・Ce」(別歯面に対する処置)

Ce算定後のC治療 病名「Ce→C」、「Ce→歯の破折・C」

※移行病名あれば、PZの同月算定も可

・分割抜歯後のCAD/CAM冠について

①上顎第1大臼歯又は第2大臼歯の場合

口蓋根と頬側根のいずれか1根を保存した場合 → 大臼歯として算定可

口蓋根を抜歯を行い頬側根2根を保存した場合 → 算定不可(大臼歯のFMCで算定する)

②下顎第1大臼歯又は第2大臼歯の場合 → 算定不可(小臼歯のFMCで算定する)

・残根において、Ce病名でCe管、F局の算定はできませんのでご注意ください。

ただし残根であっても、根C病名で根C管、F局は算定可となります。

・同じ義歯病名で、歯技工と歯技連の併算定はできませんのでご注意ください。

歯技工は、有床義歯修理(義歯ハソン、義歯増歯)、下顎総義歯軟質材料を用いた床裏装した場合のみ算定可となります。

歯技連は、新義歯製作時(MT(義歯))において多数歯欠損の有床義歯あるいは総義歯の咬合採得時、仮床試適時のみ算定可となります。

※自院の施設基準届出状況についての確認方法を県歯HP会員サイトへ掲載しております。

掲載場所については下記の手順でお進み後、ご確認ください。

「県歯HP会員サイト」ログイン後 → 「各部からのお知らせ」

→ 「社会保険部」→ 「会員伝達資料」